福島空港脱炭素化推進協議会 規約

(目的)

第1条 福島空港脱炭素化推進協議会(以下、「協議会」という。)は、空港法(昭和31年法律第80号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、福島空港において、同法第25条第1項において規定する空港脱炭素化推進計画(以下、「推進計画」という。)の作成及び実施その他福島空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 推進計画の作成又は変更に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

- 第3条 協議会には会長を置く。
- 2 会長は、福島県福島空港事務所長とし、協議会を代表し、会務を統率する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、構成員の2/3以上で決するものとする。

(協議会の構成員)

- 第4条 協議会の構成員は、別表1の構成員名簿に掲げる者とする。
- 2 協議会の構成員は、本規約の遵守について承諾する。

(協議会の招集)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会の招集が困難である場合等にあっては、書面等により協議を行うこととする。
- 3 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。

(協議会への協力)

第6条 協議会の構成員は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港 管理者に積極的に協力する。

(作業部会)

- 第7条 協議会における検討及び協議を円滑に進めるため、作業部会を置く。
- 2 作業部会の構成員は、別表2の構成員名簿に掲げるものとする。
- 3 会長は、特に必要があると認める者に対し、作業部会への出席等必要な協力を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を福島県福島空港事務所に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第 10条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を 尊重しなければならない。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議の上、別に 定める。

附則

1 本規約は令和5年10月17日から施行する。

福島空港脱炭素化推進協議会 構成員名簿

(別表1)

No.	名 称	備考
1	国土交通省 東京航空局福島空港出張所:所長	
2	財務省 小名浜税関支署福島空港出張所:所長	
3	厚生労働省 仙台検疫所福島空港出張所:所長	
4	気象庁 仙台管区気象台 ((財)航空機安全運航支援センター 気象福島事務所):業務課長	
5	(株)ANAエアサービス福島:代表取締役社長	
6	福島空港ビル(株): 代表取締役副社長	
7	東北電力(株)郡山営業所:所長	
8	須賀川市 経済環境部 環境課:課長	
9	玉川村 住民税務課:課長	
10	福島県 消防防災航空センター:所長	
11	福島県 観光交流局 福島空港事務所駐在:課長	
12	福島県 土木部河川港湾総室 空港施設室:室長	
13	福島県福島空港事務所:所長	

福島空港脱炭素化推進協議会作業部会 構成員名簿

(別表2)

No.	名 称	備考
1	国土交通省 東京航空局福島空港出張所	
2	(株)ANAエアサービス福島	
3	福島空港ビル(株)	
4	須賀川市 経済環境部 環境課	
5	玉川村 住民税務課 環境衛生係	
6	福島県 観光交流局 福島空港事務所駐在	
7	福島県 土木部河川港湾総室 空港施設室	
8	福島県福島空港事務所	